

## 「倉敷市一般廃棄物処理基本計画改定（案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市一般廃棄物処理基本計画改定（案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

### 記

1 意見等の件数 5人 11件 その他の意見2件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

倉敷市一般廃棄物減量等推進審議会からの答申後に施行します。

4 参考

意見募集期間 平成26年10月31日（金）～11月25日（火）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課

	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	<p>これ以上ごみを減らすには、製造段階からごみにならない工夫が必要で、過剰包装の見直し、食品残渣を出さないようにする食育学習など、国全体としての推進が必要である。倉敷市環境衛生協議会・その上位団体の重要な活動と考える。</p>	<p>国も第3次循環型社会形成推進基本計画（H25.5）において、「製品の製造段階を含めて生活やビジネスなど社会経済のあらゆる場面で2R（リデュース・リユース）の取組みを推進する」とし、「2Rの取組がより進む社会経済システムの構築」を理念としています。本市も5Rの実践のうち、特に2Rを重視しながら積極的に「生産、消費段階を含めたごみそのものの発生・排出抑制」を目指します。</p>
2	<p>自動販売機のペットボトルについて、マイボトル運動を国民運動として展開し、自販機の電力節減、石油資源の節減を図るべきである。</p>	<p>市民向けの施策として、施策番号 1-14「マイボトル持参運動の検討と試行」として計画に盛り込んでいます。</p>
3	<p>倉敷市の廃食油回収は、「倉敷市環境衛生協議会」による協力地域のみで実施しているが、回収方法の改善が必要である。資源ごみとして、収集計画を見直し、ペットボトルで回収すべきである。</p> <p>また、廃食油からリサイクルしたバイオディーゼル燃料を使用する車両にエンジントラブルがあるとのことで、回収をやめてしまう選択肢も考えられる。</p>	<p>本市のバイオディーゼルプラントは最大精製能力が100ℓ/日しかなく、全市で資源ごみとして収集した廃食油を処理することは困難です。</p> <p>また、ご指摘のとおり、本市で精製したバイオディーゼル燃料（以下「BDF」という。）を使用する車両の一部に不具合が生じていることや最新式の燃料噴射系統（コモンレール式）を有する車両にはBDFの使用が不適合であることから、施策番号 2-10「廃食用油燃料化事業の拡大」として、インクなどBDF以外の活用方法を検討していきます。</p>

4	<p>ごみ減量化団体報奨金制度については、倉敷市の資源ごみ収集日と同日に、ごみステーションで資源ごみを回収して、再生資源事業者に売り渡すという、実際の有効な活動が伴わない団体にも同じ金額の報奨金が支給されている。本来の目的にかえり、汗をかき、自ら各戸を回り回収している団体とは区別すべきである。</p>	<p>資源ごみの集団回収は、地域により様々な方法で実施しています。地域で設置したごみステーションを利用して資源ごみを集める方法は、市による資源ごみ回収が不要となることで市の収集効率が向上することや、地域内で5種14分別のさらなる推進が期待でき、有効な活動の一つと考えています。</p>
5	<p>倉敷市役所本庁舎に隣接の旧ごみ処理施設の解体は、何時ごろ実施の見込みか。また、ダイオキシン問題との関連はどのようなものか。さらに、どのような測定と解体作業時の対策を行うのか。</p>	<p>倉敷市役所本庁舎に隣接の旧ごみ処理施設の解体については、早期の解体に向けて、現在、検討中です。</p>
6	<p>事業ごみの燃やせるごみの中に紙類などの資源ごみが多く含まれており分別が不十分である。排出元の事業所がせっかく分別しているダンボールなどの資源ごみを、収集運搬業者が燃やせるごみに混載している。</p> <p>また、事業ごみとして回収されているアパートから排出されるごみは資源ごみを回収してない。</p> <p>排出事業者と収集運搬業者の指導・強化を求む。</p>	<p>排出事業者向けの施策として、施策番号 1-16「一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導」、事業ごみとして回収されているアパートから排出されるごみについては施策番号 1-13「集合住宅入居者による取り組み」により、事業ごみの分別徹底を図ります。</p> <p>収集運搬業者に対しては、施策番号 2-11「事業ごみ適正処理指導」や施策番号 1-17「事業系一般廃棄物のマニフェスト制度の創設」により指導の強化、分別の徹底を図ります。</p>

7	<p>マイバッグを持ち歩いて、レジ袋の使用を減らすことは、ゴミ減量化対策としては手軽で有効な方法である。</p> <p>しかし、普段バッグを持ち歩かない男性がトートバッグを携帯することはハードルが高いため、ポケットに入れていても違和感のない無地のレジ袋を常に携帯してこくことを推奨する。</p>	<p>ご提案を頂いた件について、施策番号1-6「マイバッグ・マイ箸運動の推進」として、その効果と事例を紹介し、市内店舗での呼びかけ等により事業の推進を図ります。</p>
8	<p>現在、デポジット制が取り入れられているのは一部の酒瓶などに限定されているが、対象範囲を広げることで、相当の効果が上げられると考える。国に働きかけて、全国一律に推進するような法的な取り組みが必要と考える。</p>	<p>製品本来の価格に預かり金(デポジット)を上乗せして販売し、消費され不要になった製品などが所定の回収システムに返却された場合に、預かり金が返却されるデポジット制は、回収促進のインセンティブが働くことから、不法投棄防止や資源回収に有効であると考えています。</p> <p>全国統一の制度となるよう、必要に応じて国や業界に本制度の導入に向けた働きかけを行います。</p>
9	<p>倉敷市の排出量が全国平均より多いのは困ったことである。ごみステーションでは、大量の資源ごみが分別されず、燃やせるごみに混入されている大きな袋を頻繁に見かける。ごみが増え続けると財政が圧迫され、環境にも悪影響であるため、家庭ごみを有料化するべきである。</p> <p>高齢者などの福祉対象世帯には、ごみの無料券などを配布すべきである。</p>	<p>ごみの有料化はごみ減量化に有効な手段の1つであり、本計画では施策番号1-7「家庭ごみ有料化導入の可能性の検討」を掲げていますが、市民に経済的負担を求める前に、まず本計画に掲げるその他の施策を実施することで、平成36年度の減量目標を目指します。しかし、平成32年度の国の目標値(1人1日500g)の達成が困難と見込まれる場合には、ごみの有料化が必要になることを市民に説明して、減量を呼びかけます。</p>

10	<p>ごみステーションでの目標見える化事業について、各地域により排出されるごみ種や量に違いがあるので、まずは地域ごとに重さを測り、その地域特性を掴むことで、地域に応じたごみ削減施策の実施が可能になるのではないかと。</p>	<p>施策番号 1-2「ごみステーションでの目標見える化事業」については、各地域でのモデル地区で先行実施し、ごみの削減効果等を検証します。</p> <p>また、地域別（倉敷・水島・児島・玉島・船穂・真備）のごみ種は、最新のごみ組成分析結果を参考にし、地域の特性に応じたごみの減量施策を実施していきます。</p>
11	<p>生ごみの水分は、焼却場での燃焼効率を悪くするので、各家庭が生ごみから水分を除去するような仕組みを導入し、焼却処理費用の軽減に努めるべきである。</p>	<p>燃やせるごみに占める生ごみの割合は高く、さらに生ごみに含まれる水分割合も高いことから、生ごみの水切りについては、ごみの減量や処理費用の削減に最も効果的であると考えています。</p> <p>施策番号 1-5「水切りの徹底」により、生ごみの水切りの徹底を図っていきます。</p>

その他のご意見

	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	<p>「環境最先端都市くらしき」としては、用水路がペットボトル等の不法投棄で汚れていることが気になる。</p> <p>行政組織内の所掌に係らず、例えば一般廃棄物対策課と耕地水路課と共同で、改善策の実施（例：地区の農業土木委員や用水路の管理者に不法投棄監視の責任を持たせるなど）を望む。</p>	<p>倉敷市職務権限規程及び倉敷市行政組織規則に基づき、所管課に対して、頂いたご意見を申し伝えます。</p>
2	<p>毎年3月中旬は、「倉敷瀬戸内ツーデーマーチ」の実施に関連して、実施コース付近は、倉敷市環境衛生協議会・市環境衛生課と農業用土木委員・市耕地水路課が主催して、事前に道路と用水路の一斉清掃を実施してはどうか。</p>	<p>倉敷市職務権限規程及び倉敷市行政組織規則に基づき、所管課に対して、頂いたご意見を申し伝えます。</p>

# パブリックコメント要約版

<b>1 案件名</b>
倉敷市一般廃棄物処理基本計画改定(案)について
<b>2 募集期間</b>
平成26年度10月31日(金)～平成26年11月25日(火)
<b>3 趣旨</b>
<p>倉敷市は、現行の一般廃棄物処理基本計画(平成22年1月策定)を改定しています。</p> <p>今回の改定内容は、ごみ減量目標など目標設定の見直し、ごみ処理量の推計(平成26年～平成41年)、目標達成に向けた施策の見直しなどが主なものとなります。</p> <p>この度、その計画(案)がまとまりましたのでお知らせするとともに、以下の要領で市民の皆様のご意見を募集します。</p>
<b>4 資料閲覧場所</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物対策課</li><li>・情報公開室</li><li>・児島, 玉島, 水島, 真備, 船尾, 庄・茶屋町 各支所市民課窓口</li><li>・一般廃棄物対策課ホームページ</li></ul>
<b>5 提出方法</b>
<p>(1)窓口への提出</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで</li><li>・提出時間 土曜・日曜, 祝日を除く8時30分～17時15分</li></ul> <p>(2)郵送</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 一般廃棄物対策課</li><li>※ 消印有効</li></ul> <p>(3)FAX(086-421-0144)</p> <p>(4)Eメール(gwst@city.kurashiki.okayama.jp)</p>
<b>6 問合せ先</b>
<p>環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁2階18番窓口 Tel;086-426-3375 FAX;086-421-0144 アドレス;gwst@city.kurashiki.okayama.jp</p>

環境最先端都市暮らし  
倉敷市一般廃棄物処理基本計画

# くらしキック20

## ～ごみ減量への挑戦～

[概要版]



平成26年10月  
倉敷市

# 目 次

## 1. 共通編

- 1-1. 計画策定の主旨 . . . . . 1
- 1-2. 人とごみと地球環境 . . . . . 1

## 2. ごみ処理基本計画編

- 2-1. ごみの現状分析 . . . . . 2
- 2-2. ごみ処理の基本理念 . . . . . 7
- 2-3. ごみに関する市民・事業者・行政の役割 . . . . . 8
- 2-4. ごみ減量への挑戦（達成目標） . . . . . 8
- 2-5. ごみに関する市民・事業者の取組み及び行政の施策 . . . . . 11

## 3. 生活排水（し尿）処理基本計画編

- 3-1. 生活排水（し尿）の現状分析 . . . . . 14
- 3-2. 生活排水（し尿）の基本理念 . . . . . 16
- 3-3. 生活排水（し尿）の処理目標 . . . . . 16
- 3-4. 生活排水（し尿）の住民に対する広報・啓発活動 . . . . . 18

### 「くらしキック20」 通称・・・キック20

「くらしき」で「暮らし」の中から「20%」のごみを減量「キック」する目標を表している愛称。

キックは、市民のごみ減量に対する元気さ(やる気)と、ごみの減量(蹴り飛ばし)を表している。また、キックオフの略語として、ごみ減量を始めよう、開始しようという意味も表わしている。

# 1. 共通編

## 1-1. 計画策定の主旨

### 1) 計画の目的

現行の「倉敷市一般廃棄物処理基本計画」は、平成 22 年 1 月に策定して以降、国の循環型社会形成推進基本計画の改定や、予測を上回る人口の増加、施設整備計画の策定など、計画策定の前提となる諸条件に変動があった。このため、これまでの計画を評価・検証するとともに、平成 26 年度に、策定する施設整備計画との整合性を図りながら、現状に適應する新しい計画を策定する。

基本計画は、国で策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」における「質にも着目した循環型社会の形成」を基本とし、その具体的な方針を定め、長期的総合的視野に立った廃棄物行政に資することを目的とする。

また、第三次循環型社会形成推進基本計画に基づく本市の施策目標の達成に向けた施策および長期的な一般廃棄物処理に向けた基本的な方針を定める。

### 2) 計画の性格

一般廃棄物処理基本計画は、自治体が長期的、総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

### 3) 計画の期間

計画期間は、平成 26 年度を初年度とし、平成 41 年度を目標年度とする。なお、概ね 5 年ごと、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行う。

### 4) 計画の範囲

計画の対象範囲は、本市において発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を対象とする。

## 1-2. 人とごみと地球環境

「ごみ」は、人々の生活や生産活動により必ず発生するものであるが、健康で快適な生活を維持するためには、ごみの適正処理が必要となる。また、ごみの大量排出を前提とする社会は、地球資源の枯渇や地球温暖化などの進行に影響を与えるものである。さらに、直面する問題として処理経費の大きな負担が生じることとなる。

健全な社会を実現し、また、良好な地球環境を次世代に引き継ぐためには、ごみの発生を抑え、循環型社会へと変化していかなければならない。

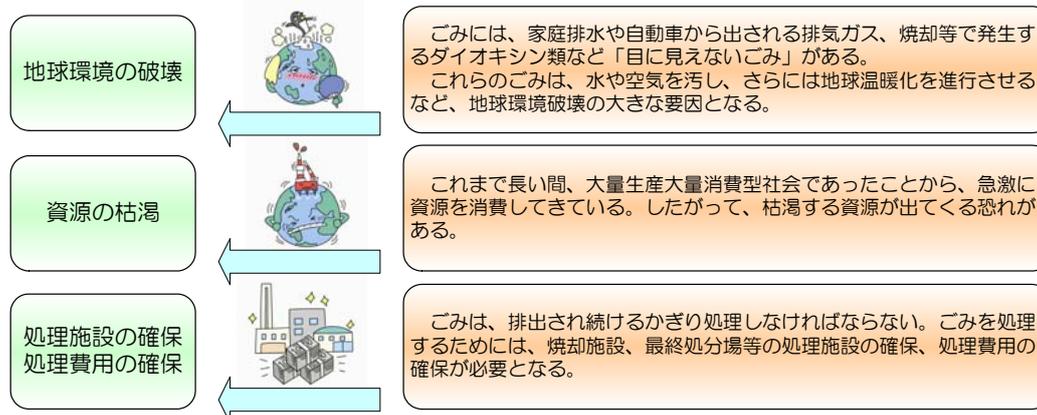


図 1 ごみ処理にかかわる問題

## 2. ごみ処理基本計画編

### 2-1. ごみの現状分析

#### (1) ごみの発生状況

本市の過去5か年のごみの発生量（家庭ごみ、事業ごみ、集団回収）及び、原単位（一人一日当たり排出量）は以下のとおりである。

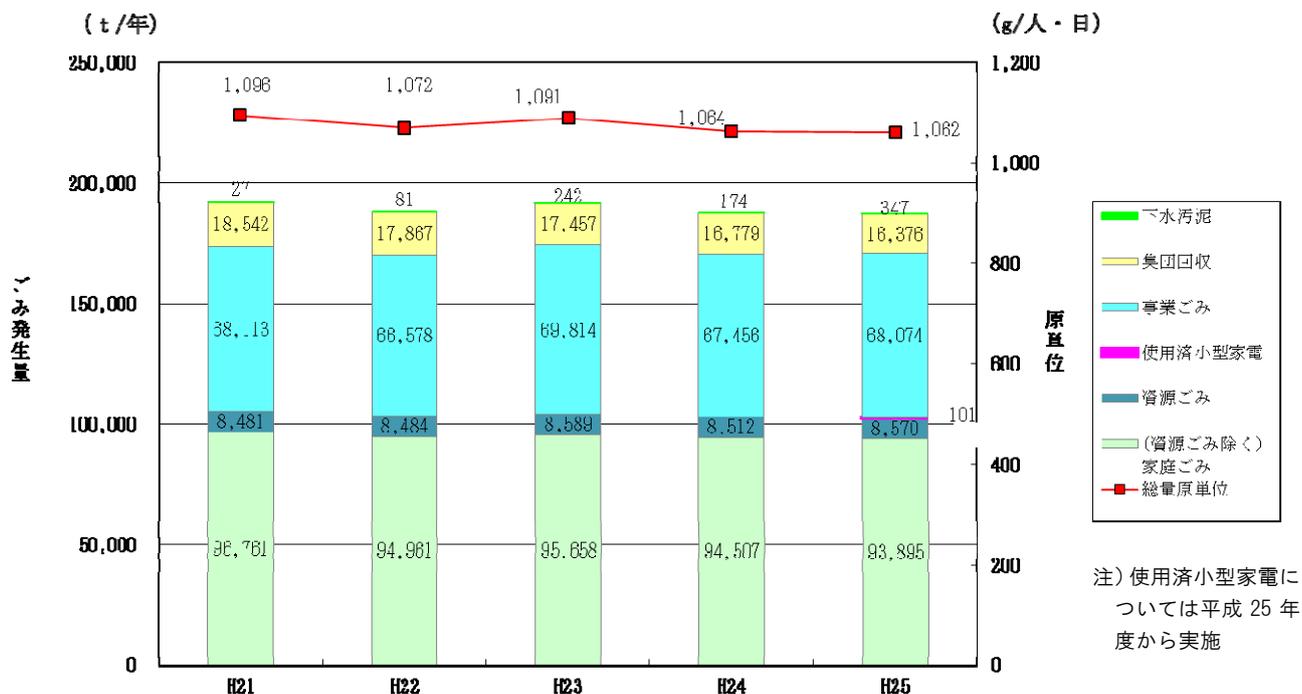


図2 倉敷市のごみ発生量の推移

【現状】※平成25年度

- ・一人一日当たりごみ総排出量：1,062g/人・日
- ・家庭ごみ：102,465t（集団回収除く）
- ・事業ごみ：68,074t（全体量の約2/5）
- ・集団回収：16,376t

## (2) ごみの性状

本市の燃やせるごみの性状は、焼却施設組成分析結果、家庭ごみ組成調査結果、事業ごみ組成推計結果から以下のとおりである。

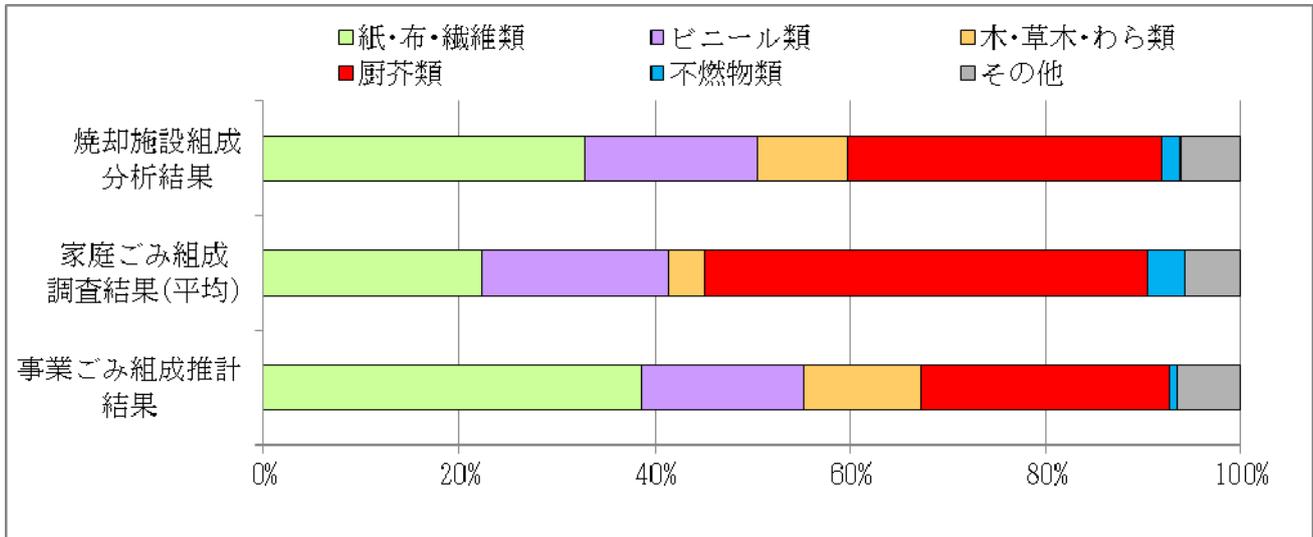


図3 ごみの性状（湿ベース）

### 【現状】

- ・ 厨芥類が最も多く、次いで紙・布・繊維類である。
- ・ 燃やせるごみの中には、分別可能な資源（ペットボトルや古紙類、布類など）が多く含まれている。

(3) ごみの処理状況

本市で排出されたごみの処理の流れは、以下のとおりである。焼却や破碎選別、ガス化等により中間処理されるほか、直接資源化や直接最終処分されている。

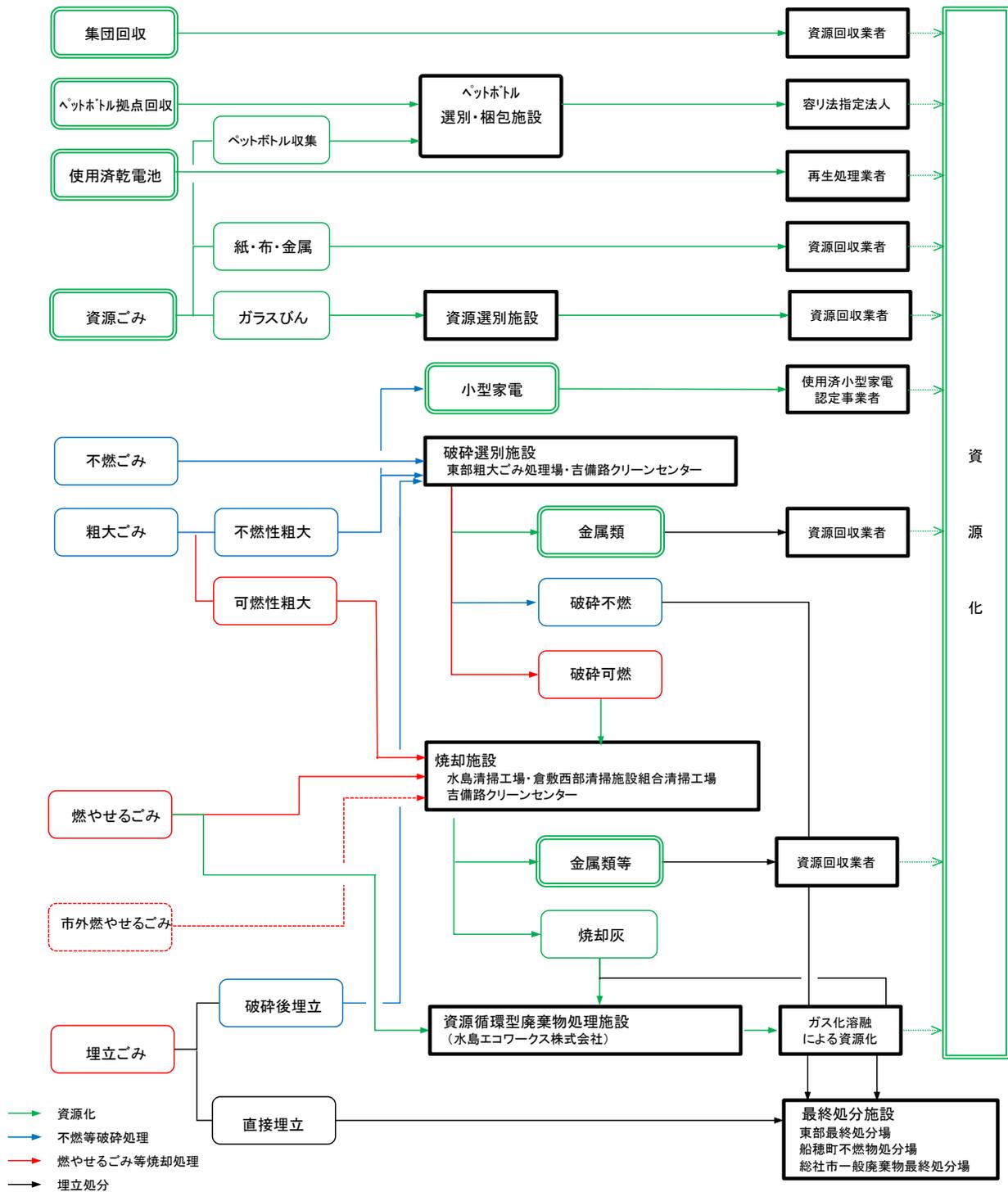


図4 ごみ処理フロー（平成25年度）

【現状】

- ・ 総資源化量：リサイクル率 47.1%（平成19年度 45.4%に対し 1.7%増）
- ・ 最終処分量：最終処分率 2.0%（平成19年度 3.0%に対し 1.0%減）

#### (4) ごみの課題

ごみの現状分析の結果、ごみの課題は以下のとおりである。

##### ① ごみ減量化・資源化

###### 【減量化】

- ・事業ごみの比率が全国値に対して高いため、一層の排出抑制・減量化対策が必要である。
- ・排出ごみのうちの可燃ごみの比率も全国値に対して高く、分別収集や資源化強化の検討が必要である。
- ・生ごみ等の減量に向け、水切りの徹底、自家処理等の対策に関する啓発の推進、堆肥化施設の利用促進等が必要である。
- ・家庭ごみの減量化対策として、食べ残しをしない、過剰包装の自粛等、家庭や事業者に対する環境学習や情報提供等の啓発促進が必要である。

###### 【資源化】

- ・分別の徹底を図るとともに新たな資源化手法導入等もあわせて検討が必要である。
- ・資源化推進にかかる新規実施施策の効果に関する調査や検証の実施を行い、その継続実施や新たな施策の導入検討を行う。

##### ② 収集運搬・分別

- ・分別の徹底に向け、ごみ問題に対する意識向上を図るために、更なる広報や啓発等を検討する必要がある。
- ・事業ごみの分別基準について徹底を図る必要がある。

##### ③ 中間処理

- ・平成 37 年度以降において、水島エコワークスの事業延長か新焼却施設を建設するか早期に検討する必要がある。
- ・西部清掃工場の廃止・延命化に向けた検討が必要となる。
- ・東部粗大ごみ処理場の破碎処理機の延命化または新設の検討が必要となる。
- ・中間処理施設の規模縮小により、施設整備投資額を削減するため、ごみの減量化を推進する必要がある。
- ・平成 26 年 4 月に策定された「災害廃棄物対策指針」に対応した施設整備（耐震化、補修体制の整備等）を実施する必要がある。

#### ④ 最終処分

- ・水島エコワークスにおける中間処理や焼却灰の資源化の実態に関して、事業契約終了後の平成 37 年度以降の見通しを早急に確立する必要がある。
- ・水島エコワークスを含む中間処理計画や焼却灰の資源化等、今後の方向性によっては最終処分計画の見直しを含む検討が必要である。  
(水島エコワークスの事業終了後でも他の清掃工場からの焼却灰は埋立処分しない方針である)
- ・市内の埋立が完了した最終処分場の廃止に向けた検討が必要である。

#### ⑤ その他

- ・県、近隣自治体との連携により災害廃棄物に対する広域連携処理体制の確立が必要である。
- ・既存及び新規の処理施設における「地域防災拠点整備」(災害廃棄物の受入が可能な余剰能力を有する施設整備、強靱化対策機能の付帯(耐震・耐水・耐浪性、始動用電源、燃料保管設備、薬剤等の備蓄倉庫)への対応が急務となっている。

## 2-2. ごみ処理の基本理念

本市では、旧処理計画の理念を引き継いで、「環境最先端都市」として、国内はもとより国際的に最先端の環境を目指し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、廃棄物の減量化、資源化が最も推進された社会を形成し、次代を担う子どもたちに豊かな環境を引きついでいくことを目指し、次の3項目を基本的な理念とする。

### 《基本的理念》

#### ・生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの発生・排出抑制（5Rの実践）

- ①Refuse：リフューズ（購入抑制） ④Recycle：リサイクル（再生利用）  
 ②Reduce：リデュース（発生抑制） ⑤Regenerate：リジェネレート（再生品の使用）  
 ③Reuse：リユース（再使用） ※：循環型社会形成推進基本法の3Rは②③④

#### ・環境教育の充実

本市では子供から大人までのそれぞれの年齢層に応じ様々な場所で環境教育（例 持続可能な開発のための教育（ESD））を実施し、環境問題に対して、「知っている」だけでなく、「行動できる人（地域）」の育成を図っていく。

#### ・廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理

排出される廃棄物は、可能な限り再生利用に努め、再生利用が不可能なものについては、焼却による減容化や最終処分するなど適正処理を実施する。

また、効率的に廃棄物を処理することで、ごみ処理経費の節減に努める。

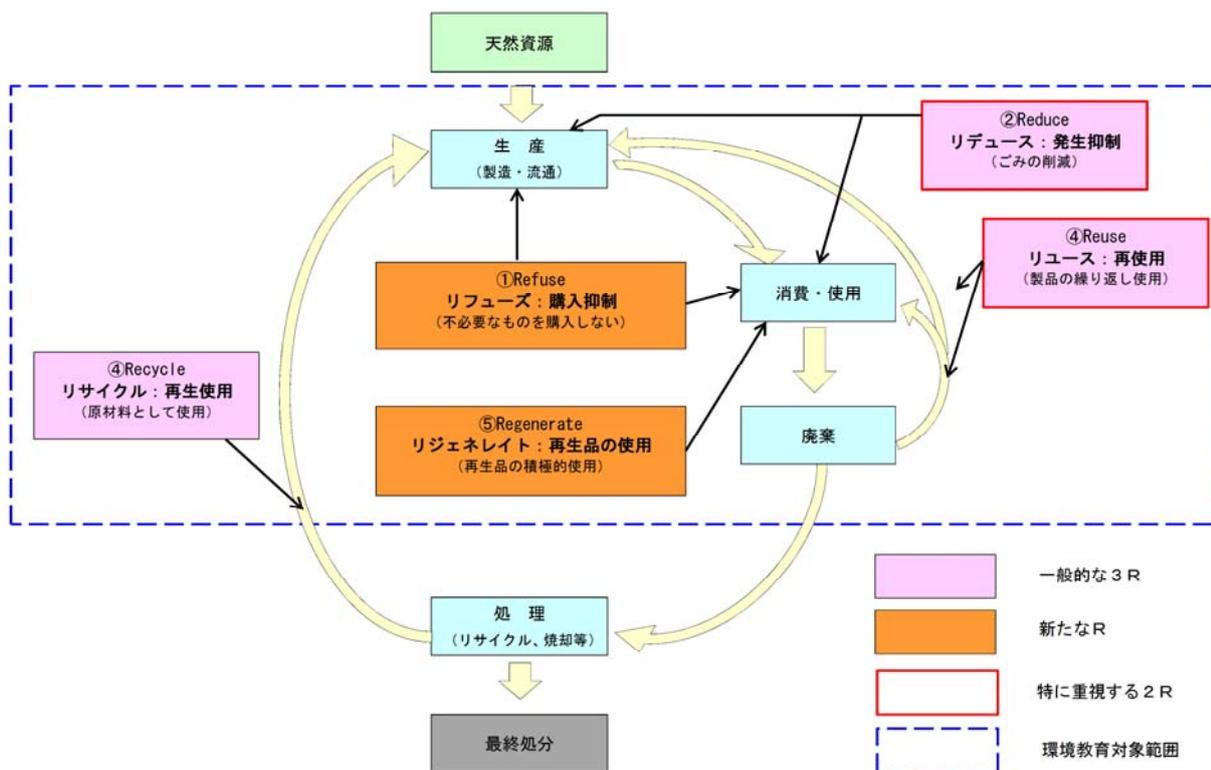


図5 本市の将来のごみ処理の在り方

### 2-3. ごみに関する市民・事業者・行政の役割

ごみの排出抑制・再資源化等を推進し、目指すべき姿を達成するためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を果たしながら、各主体間の協働・連携による取組みが必要となる。

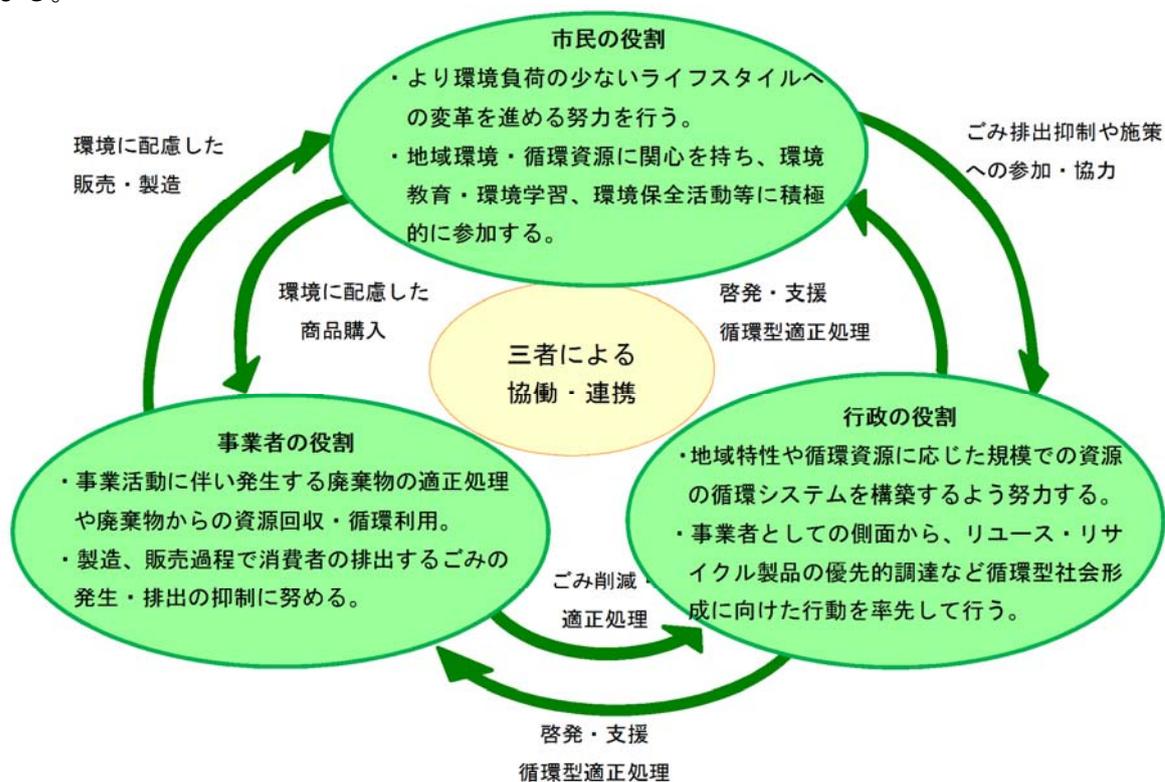


図6 市民・事業者・行政の役割

### 2-4. ごみ減量への挑戦（達成目標）

計画目標年次は、現計画の平成36年度から5年延長した平成41年度を最終目標年次とし、また平成32年度と平成36年度を中間目標年次として各種目標数値の確認時点と位置付け設定する。

表1 計画の目標設定

項目		目標（目標達成年度：平成36年度）	現状（平成25年度）
ごみ減量化	家庭ごみ	平成36年度における「一人一日当たり排出量」を「469g/人・日以下にする」、また平成36年度以降平成41年度まで同値の「469g/人・日以下を維持する」ことを目指す。 （平成36年度で平成19年度対比20%以上の削減）	533 g/人・日
	事業ごみ	平成36年度における「年間排出量」を「58,948t/年以下にする」、また平成36年度以降平成41年度まで同値の「58,948t/年以下を維持する」ことを目指す。 （平成36年度で平成19年度対比20%以上の削減）	68,074 t/年
リサイクル率		リサイクル率を平成36年度までに平成19年度実績（45.4%）の10%以上（目標値50.0%以上）、平成41年度でも10%以上（目標値50.0%以上）の維持を目指す。	47.1 %
最終処分量		最終処分量は平成41年度まで、2%台を維持する。	2.0 %

## 【目標設定の根拠】

### ○家庭ごみ（資源ごみ除く）

くらしキック20における平成32年度の家庭ごみの「一人一日当たり排出量」484g/人・日は、平成12年度の645g/人・日に対して、25.0%の削減率であり、国の第3次循環型社会形成基本計画で示される目標数値（平成32年度＝約500g/人・日（平成12年度＝約660g/人・日に対する削減率25%）を満たしているため、くらしキック20の目標数値を引き続き採用する。

なお、平成32年度以降については、国の計画でも目標数値は示されていない。排出抑制・減量化施策等が浸透したと想定し、本市の平成36年度以降平成41年度までの目標数値は据え置き（同値）とした。

### ○事業ごみ

くらしキック20における平成32年度の事業ごみの「年間排出量」62,024t/年は、平成12年度の73,290t/年に対して、15.4%の削減率であり、国の第3次循環型社会形成基本計画で示される目標数値（平成32年度における平成12年度に対する排出量削減率35%）と大きくかい離している。一方、本市では近年の事業活動は活性化しており（産業大分類の総従業者数は対平成18年度で約5%増加：第1編第1章第3節の産業の動向を参照）、コンビニートや大規模店舗が多いなど一般他都市と比較して産業構造が異なると考えられる。

以上から、国の示す削減率35%の達成の適用は適切でないと考えられることから、当面はくらしキック20の目標数値を達成することを主眼として同目標数値を引き続き採用する（平成36年度以降の目標数値の据え置きも同様の理由による）。

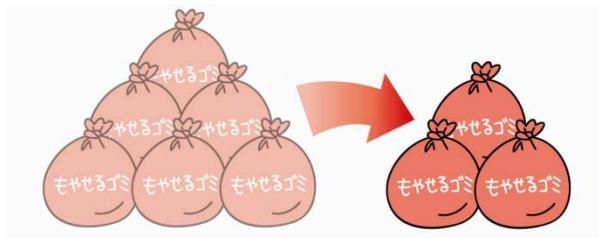
## 目標達成時の姿（例）

平成 41 年度に排出量削減目標、リサイクル率目標を達成した姿の例を以下に示す。

こうした姿の実現に向けて計画に取り組むものとする。

### ○排出量の削減

分別の徹底や各施策の実施により、家庭から 1 ヶ月に排出されるごみ量が削減されている。



- 家庭ごみ 1 日当り 64g の減  
家庭ごみ 1 年当り 11,815t の減

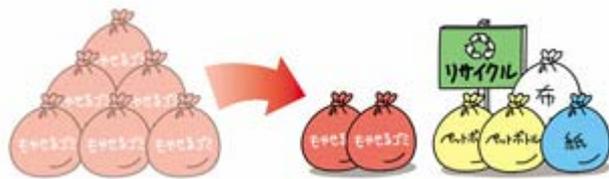
家庭ごみ : 533g/人・日 (H25) → 469g/人・日 (H41)  
家庭ごみ : 93,896t/年 (H25) → 82,081t/年 (H41)

- 事業ごみ 1 年当り 9,126t の減
- 合計ごみ 1 年当り 20,941t の減

事業ごみ : 68,074t/年 (H25) → 58,948t/年 (H41)

### ○資源ごみの増加

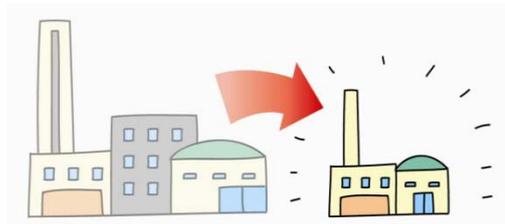
分別の徹底や各施策の実施により、燃やせるごみの中に混入している資源が低減・分別されている。これにより逆に資源ごみの排出量が増加し、資源化率が向上している。



- リサイクル率 : 47.1% (H25) → 51.4% (H41)

### ○焼却施設における処理量の減少

ごみ排出量の削減により、西部清掃工場（倉敷市分）の年間の焼却量（約 23,000t）に近い約 21,000t 以上が削減され、同施設の分担処理量相当が軽減可能となる。

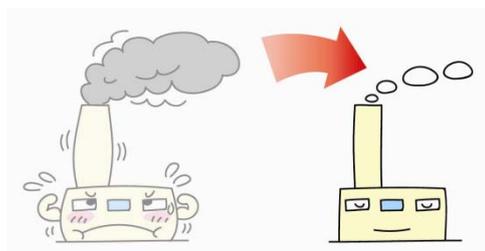


- 年間焼却処理量 21,000t の減

焼却処理量（ガス化溶解処理量含）：  
約 162,000t/年 (H25) → 約 141,000t/年 (H41)  
施設規模 : 450t/日 (H25) → 約 390t/日 (H41)  
※水島エコワークスによる焼却灰のガス化処理量を除く。

### ○温室効果ガス排出量の削減

燃やせるごみの排出量が削減することにより、燃やせるごみの焼却に由来する温室効果ガスの排出量を削減できている。



11,196CO<sub>2</sub>-t/年の減  
(=75,104 (H41) - 86,300 (H25))

CO<sub>2</sub> 排出量 : 86,300CO<sub>2</sub>-t/年 → 75,104CO<sub>2</sub>-t/年

- スギ約 80 万本分の CO<sub>2</sub> 吸収量に相当  
※スギ 1 本あたり約 14kg の CO<sub>2</sub> を吸収

## 2-5. ごみに関する市民・事業者の取組み及び行政の施策

市民・事業者は、基本理念や行動原則を自ら考え、ごみの排出抑制や再資源化に取り組むことが求められる。

また、行政は市民・事業者が行う取組みに対し、必要な情報提供やきっかけ作りなど指導・支援に努めるとともに、ごみの排出抑制や再資源化の推進に合わせ、ごみ処理に係る経費節減を図り、必要な施設整備を進めていく。

なお、施設整備に関しては、本計画の目標達成状況等も踏まえ、今後作成する(仮称)ごみ処理施設整備基本計画の中で詳細を検討する。

本計画に記載する取組み及び施策は、以下のとおりである。

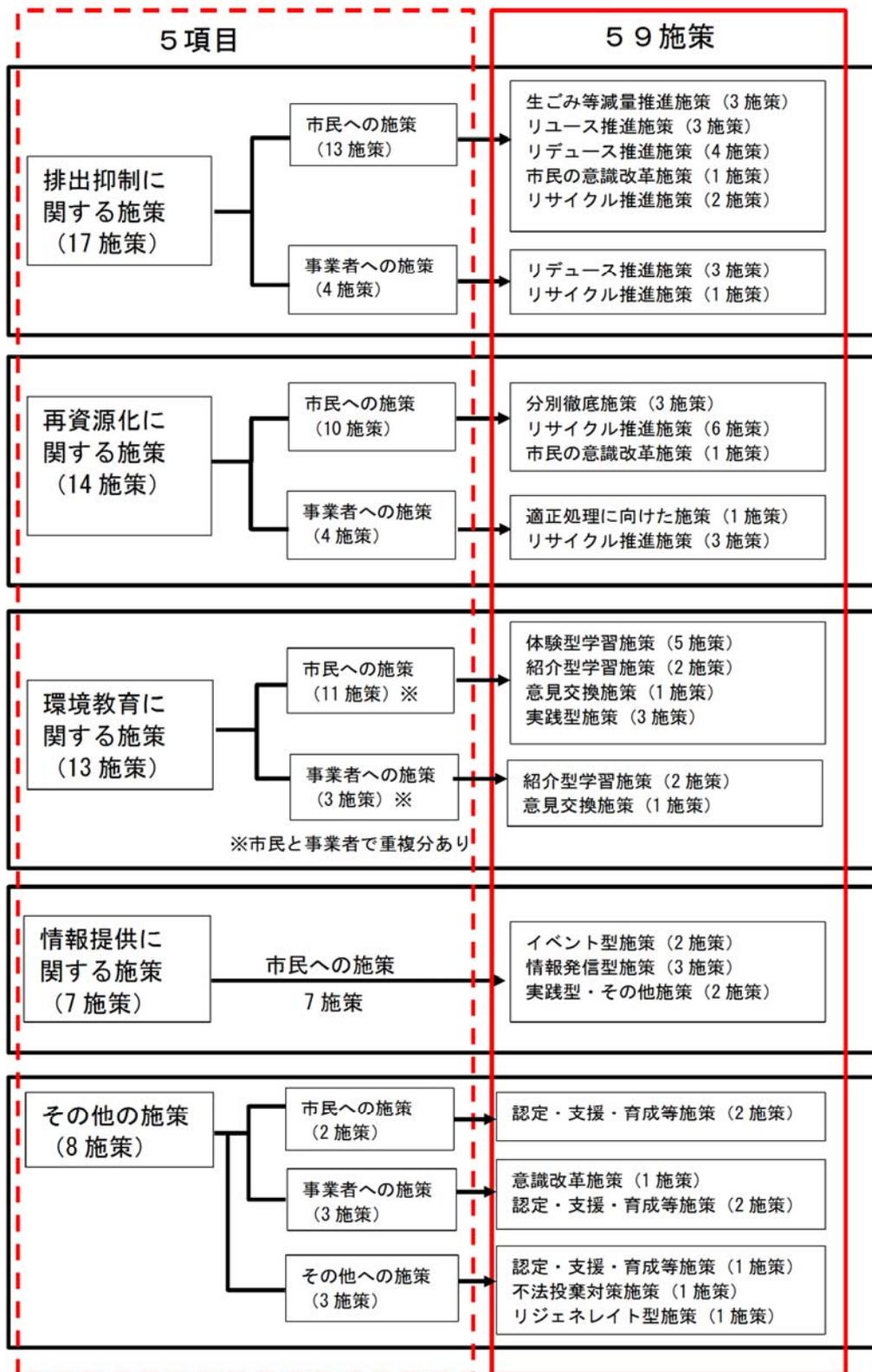


図7 ごみの排出抑制・再資源化等のための施策

(1) 排出抑制

表 2 排出抑制に関する取組み施策

番号	施策名称	対象
1-1	<u>排出抑制アイデアの募集</u>	市民
1-2	<u>ごみステーションでの目標見える化事業</u>	市民
1-3	生ごみ処理容器購入費補助事業の推進	市民
1-4	生ごみ資源化事業の推進	市民
1-5	水切りの徹底	市民
1-6	マイバッグ・マイ箸運動の推進	市民
1-7	家庭ごみ有料化導入の可能性の検討	市民
1-8	倉敷市家庭用品再利用銀行の支援	市民
1-9	剪定枝資源化支援事業の検討	市民
1-10	段ボール堆肥の紹介	市民
1-11	食品残渣の減量	事業者
1-12	リユース食器の貸し出し事業	市民
1-13	集合住宅入居者による取り組み	市民
1-14	マイボトル持参運動の検討と試行	市民
1-15	事業ごみ処理手数料増額改定の可能性の検討	事業者
1-16	一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導	事業者
1-17	事業系一般廃棄物のマニフェスト制度の創設	事業者

注) 施策名称にアンダーラインを付したものは、新規の強化施策

(2) 再資源化

表 3 再資源化に関する取組み施策

番号	施策名称	対象
2-1	<u>リサイクルに関するアイデアの募集</u>	市民
2-2	分別徹底の推進	市民
2-3	外国人への分別徹底の推進	市民
2-4	<u>ごみステーションでの目標見える化事業</u>	市民
2-5	ペットボトル回収の充実	市民
2-6	<u>常設リサイクルステーションの設置</u>	市民
2-7	ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進	市民
2-8	5種14分別の見直し	市民
2-9	資源ごみ収集頻度の見直し	市民
2-10	廃食用油燃料化事業の拡大	市民
2-11	事業ごみ適正処理指導	事業者
2-12	事業系紙類のリサイクル推進	事業者
2-13	事業系「木くず」や「食品残渣」のリサイクル推進	事業者
2-14	事業系びん類の搬入停止	事業者

注) 施策名称にアンダーラインを付したものは、新規の強化施策

(3) 環境教育

表 4 環境教育に関する取組み施策

番号	施策名称	対象
3-1	<u>夏休みの自由研究課題の提供と表彰制度</u>	市民
3-2	<u>優良・優秀な事業所の表彰制度</u>	事業者
3-3	ごみ処理等施設見学会の開催	市民
3-4	環境教育メニューの提供	市民
3-5	市で行う他のイベント・学習会での講座	市民
3-6	出前講座の推進	市民
3-7	ごみトーク（意見交換会）の開催	市民・事業者
3-8	企業見学企画・紹介	市民
3-9	環境副読本の作成	市民
3-10	環境家計簿（ごみ版）の作成	市民
3-11	リサイクル研修・体験講座	市民
3-12	エコ・クッキングの励行の啓発	市民
3-13	事業所研修の参加	事業者

注) 施策名称にアンダーラインを付したものは、新規の強化施策

(4) 情報提供

表 5 情報提供に関する施策

番号	施策名称	対象
4-1	<u>倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）を拠点とした啓発</u>	市民
4-2	<u>広報紙による情報提供・啓発の充実・拡大</u>	市民
4-3	暮らしとごみ展の開催	市民
4-4	リサイクルフェアの開催	市民
4-5	ごみガイドブック・パンフレットの作成・配布	市民
4-6	インターネットによる情報提供や普及啓発の充実	市民
4-7	清掃指導員の配置継続	市民

注) 施策名称にアンダーラインを付したものは、新規の強化施策

(5) その他

表 6 その他の施策

番号	施策名称	対象
5-1	<u>子育て世代のごみの減量化・資源化等の取組みリーフレットの作成・配布</u>	市民
5-2	エコショップ、エコレストランの推進	事業者
5-3	特定非営利活動法人（NPO）との協働	—
5-4	環境物品等の使用促進	—
5-5	不法投棄対策	—
5-6	市民の自主的な取組みを奨励する制度の実施	市民
5-7	環境マネジメントシステムの紹介	事業者
5-8	5R推進事業優良事業者表彰の実施	事業者

注) 施策名称にアンダーラインを付したものは、新規の強化施策

### 3. 生活排水処理（し尿）基本計画編

#### 3-1. 生活排水(し尿)の現状分析

##### (1) し尿・生活雑排水の処理体系

本市におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系は図8に示すとおりである。

本市の区域から発生するし尿は、くみ取り便槽の世帯等では各し尿処理施設へ、また、単独・合併処理浄化槽を設置及び農業集落排水施設へ接続している世帯等では、各浄化槽や処理施設で処理後、浄化槽汚泥は各し尿処理施設へ搬入され適正に処理されている。

公共下水道へ接続している世帯等では、各終末処理場において適切に処理されている。

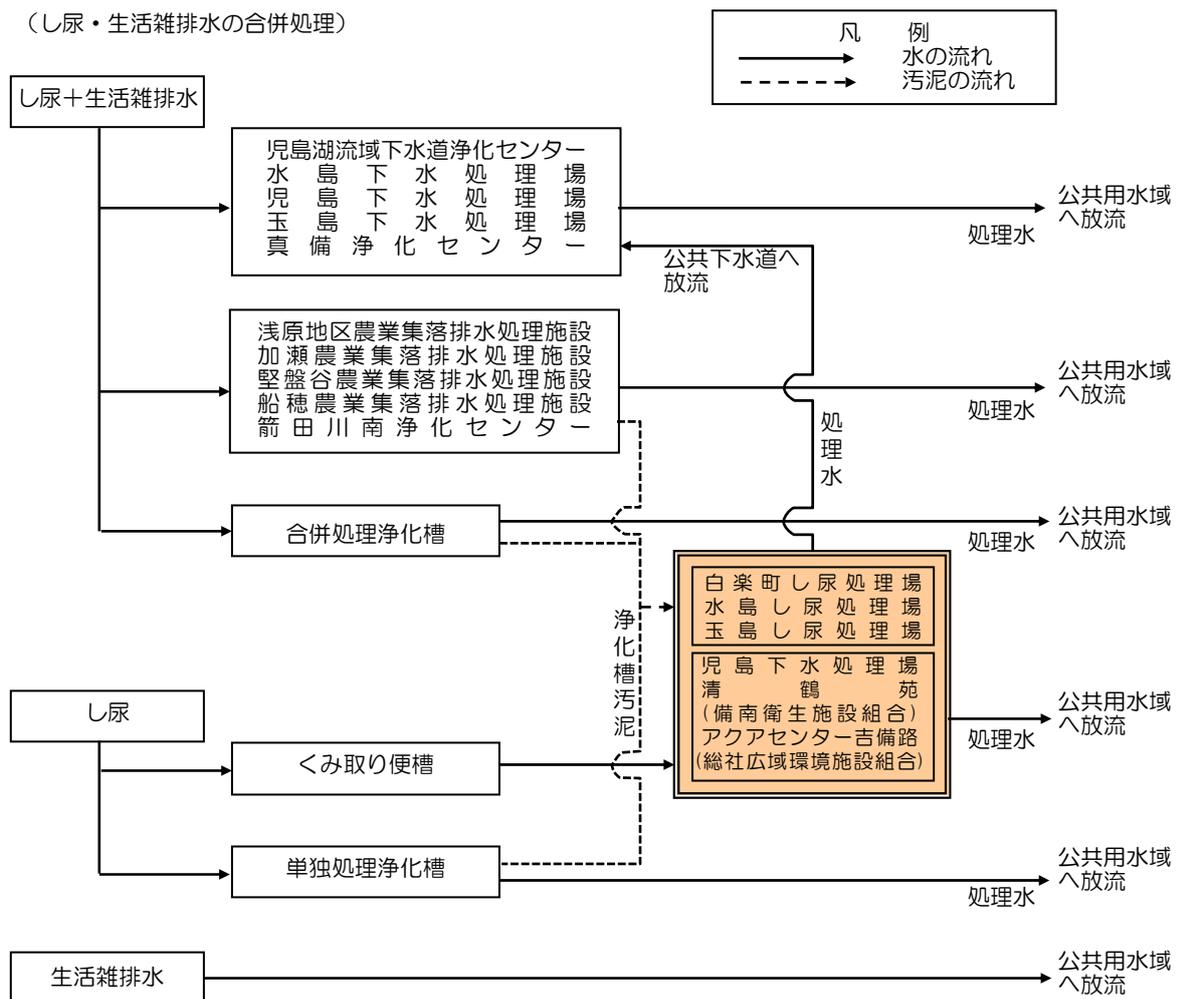


図8 生活排水処理体系

## (2) 処理形態別人口の推移

本市における過去5か年の処理形態別人口は表7及び図9に示すとおりである。水洗化人口は、下水道事業の進捗により増加傾向にあり、非水洗化人口は、下水道への接続や浄化槽への転換により減少傾向を示していることから、水洗化率は上昇傾向にある。

表7 処理形態別人口の推移（実績）

(単位：人、%)

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
計画処理区域内人口	479,664	480,397	481,723	482,456	483,134
水洗化人口	436,296	439,717	442,693	445,393	451,901
浄化槽人口	136,794	132,145	126,069	121,254	121,779
下水道人口	298,234	306,308	315,398	322,902	328,896
農業集落排水人口	1,268	1,264	1,226	1,237	1,226
非水洗化人口	43,368	40,680	39,030	37,063	31,233
し尿収集人口	42,677	40,017	38,395	36,457	30,651
自家処理人口	691	663	635	606	582
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
水洗化率	91.0	91.5	91.9	92.3	93.5

※水洗化率=水洗化人口÷計画処理区域内人口×100

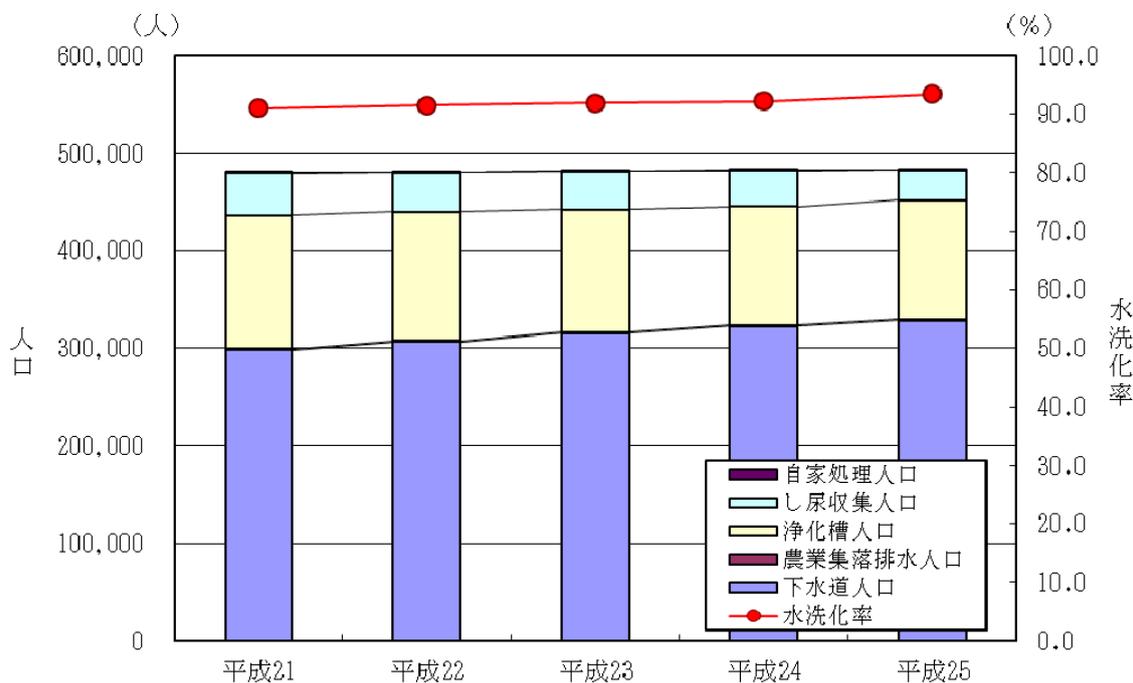


図9 処理形態別人口の推移（実績）

【現状】※平成25年度

・水洗化人口：451,901人

(水洗化人口=浄化槽人口+下水道人口+農業集落排水人口)

・水洗化率：93.5%

(水洗化率=水洗化人口÷計画処理区域内人口×100)

### 3-2. 生活排水(し尿)の基本理念

し尿処理は生活の場からできる限り迅速かつ適正に収集し、環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理することを目的とし、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図る上で極めて重要な役割を担ってきた。

日々発生するし尿等を滞りなく処理することが求められるが、本市における各し尿処理施設は稼働後 40 年以上経過しているものもあり、老朽化が進行している。

このような状況をふまえ、し尿処理に係る理念を次のとおり定める。

#### 《し尿処理に係る理念》

**公衆衛生及び公共用水域の環境保全のため災害時も考慮した、し尿等の安定した適正処理の確保に努める。**

### 3-3. 生活排水(し尿)の処理目標

公衆衛生及び公共用水域の環境保全を目指して、関連する生活排水対策推進計画等と連携を図りつつ、生活排水(し尿)の衛生処理を進めるものとする。本計画では具体的な目標として公共下水道、農業集落排水への接続及び浄化槽設置による水洗化率の数値目標を定める。

し尿の処理については、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図る上で極めて重要であるため、表 8 に示すとおり目標年次である平成 41 年度に水洗化率 99%以上を目指すものとする。

表 8 処理の目標

	平成 25 年度 (現 在)	平成 41 年度 (目標年次)
水洗化率	93.5%	99%以上

※水洗化率=水洗化人口÷計画処理区域内人口×100

上記の目標達成とあわせて、公共下水道等の整備区域外や区域内の未水洗化人口によるし尿等の適正処理確保に向け、排出量にあわせた適切な処理体制を継続していくものとする。

目標達成に向けての処理形態別人口の推移は表 9 及び図 10 に示すとおりである。

町ごとの下水道の整備計画に基づき推計した平成 41 年度の予測では、表 9 に示すとおり水洗化率は 95.5%となり、目標値を下回る見込みである。

このため、今後は市街化調整区域内の整備も効率的に推進するとともに、合併処理浄化槽設置や下水道への切り替えを推進し、目標の水洗化率 99%以上を目指す計画とする。

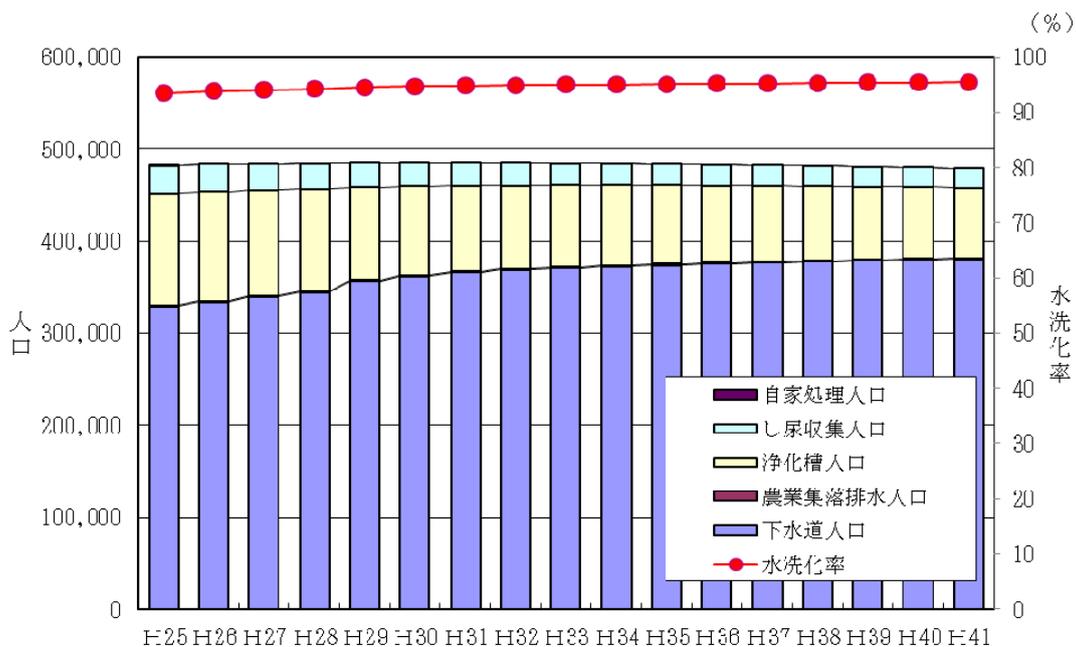


図 10 処理形態別人口の推移（予測結果）

表 9 処理形態別人口の推移（予測結果）

	H 25	H 32	H 36	H 41
計画処理区域内人口	483, 134	484, 932	483, 488	479, 487
水洗化人口	451, 901	460, 265	460, 134	457, 848
下水道人口	328, 896	368, 897	374, 922	380, 458
農業集落排水人口	1, 226	1, 231	1, 227	1, 217
浄化槽人口	121, 779	90, 137	83, 985	76, 173
未水洗化人口	31, 233	24, 667	23, 354	21, 639
し尿収集人口	30, 651	24, 667	23, 354	21, 639
自家処理人口	582	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0
水洗化率	93.5	94.9	95.2	95.5

### 3-4. 生活排水(し尿)の住民に対する広報・啓発活動

目標達成に向けて住民の協力は不可欠である。そのため、自らが生活する周辺の側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海などを含めた地域全般の水環境に関心をもってもらうことが重要である。

市民が直接関係する生活排水、とりわけ台所や風呂場からの排水（生活雑排水）が汚濁の大きな要因となっていることや、家庭内や地域での取組みによりこれら汚濁を削減し、身近な水路や河川をきれいにできるということ等を広報、啓発していくことが必要である。

特に、公共下水道未整備地域においては、市民による実践活動の推進により相当の負荷量削減効果が期待できることから、合併浄化槽の設置、下水道への接続を推進するとともに市民に対しての生活排水対策の広報、啓発活動を行うことが重要である。

生活排水対策の広報、啓発策として、以下に示すような方策が有効である。

#### ①パンフレットやポスターの作成と配布

水質汚濁の現状とその原因が、個々の家庭から排出される生活雑排水等にあることをイラスト等で示し、市民の意識啓発を高める。

#### ②映画やスライドの上映

地域住民の集まりやイベント開催時に、水質汚濁の現状とその対策について、映画、ビデオやスライドにより啓発を促す。

#### ③見学会の開催

河川や水路の汚濁と生活排水との関係を深く認識してもらうため、汚濁の進行している身近な水路等の見学会を開催する。開催にあたっては、春休みや夏休みを利用して、親子が参加できるようにし、幅広い世代からの参加者が多くなるよう努める。

#### ④講演会などの開催

市民参加による講演会を開催し、その中で汚濁の現状報告を行うとともに、水質浄化の方策について市民と討議し、実践を呼びかける。

#### ⑤出前講座の開催

講師を小中学校や地域に派遣し、生活排水処理の状況や身近でできる生活排水処理対策に関する出前講座を実施し、子供の頃から生活排水対策の重要性の理解を高める。

#### ⑥生活排水対策の推進に係る住民組織の育成及びその活動の支援

地域住民を主体とした生活排水対策推進の組織育成や、その活動への支援方法を検討する。